

# コミュニティ・スクール 推進ガイドライン

－「人がつながり ともに創る みんなの学校」を目指して－

令和4年5月 （令和8年4月更新）

神戸市教育委員会

## <学校づくりの指針>

神戸が目指す これからの学校の姿

# 「人がつながり ともに創る みんなの学校」

子供たちの生きる力を育むのは、人と人とのつながり。  
学校、保護者、地域の皆さんのつながりの輪の中で、  
地域とともに創る学校を実現し、未来の担い手となる神戸っ子を育みます。

神戸市では、保護者、地域の皆さんとのつながりの輪の中で、子供たちの生きる力を育む学校、「人がつながり ともに創る みんなの学校」を、「これからの学校の姿」として掲げています。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、地域に開かれた学校づくりを進め、さらに、「地域とともに創る学校」を実現し、学校教育を持続可能なものにするための仕組みです。

育てたい子供像や学校のビジョンを学校、保護者、地域住民等（以下、「地域」という。）との間で共有し、その実現に向けて、それぞれが多様な経験やスキルを持ち寄り、地域全体で子供たちの学びや成長を支え、つながりの輪の中で子供たちの生きる力を育むことが重要です。

未来の担い手を育み、地域の、神戸の豊かな未来を切り開くために、コミュニティ・スクールづくりをしっかりと進めていきましょう。



# 1. コミュニティ・スクールとは

## (1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の目的

- ・コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）第47条の5に規定する、保護者や地域が一定の権限を持って学校運営に参画する仕組みである、「学校運営協議会」を設置した学校です。
- ・急速な社会情勢の変化に伴い、学校を取り巻く状況は複雑化・多様化しています。こうした中、子供たちの「生きる力」を育むには、教職員だけではなく、保護者、地域、それぞれが多様な経験やスキルを持ち寄り、地域全体のつながりの輪の中で子供たちの学びや成長を支える、「地域とともに創る学校」の実現に向けた取組を進める必要があります。
- ・コミュニティ・スクールは、「地域とともに創る学校」の実現に向け、社会に開かれた教育を実践し、未来の担い手である子供たちを育む仕組みです。制度の趣旨を踏まえて、これからの学校運営を行っていく必要があります。

## (2) ガイドラインの位置づけ

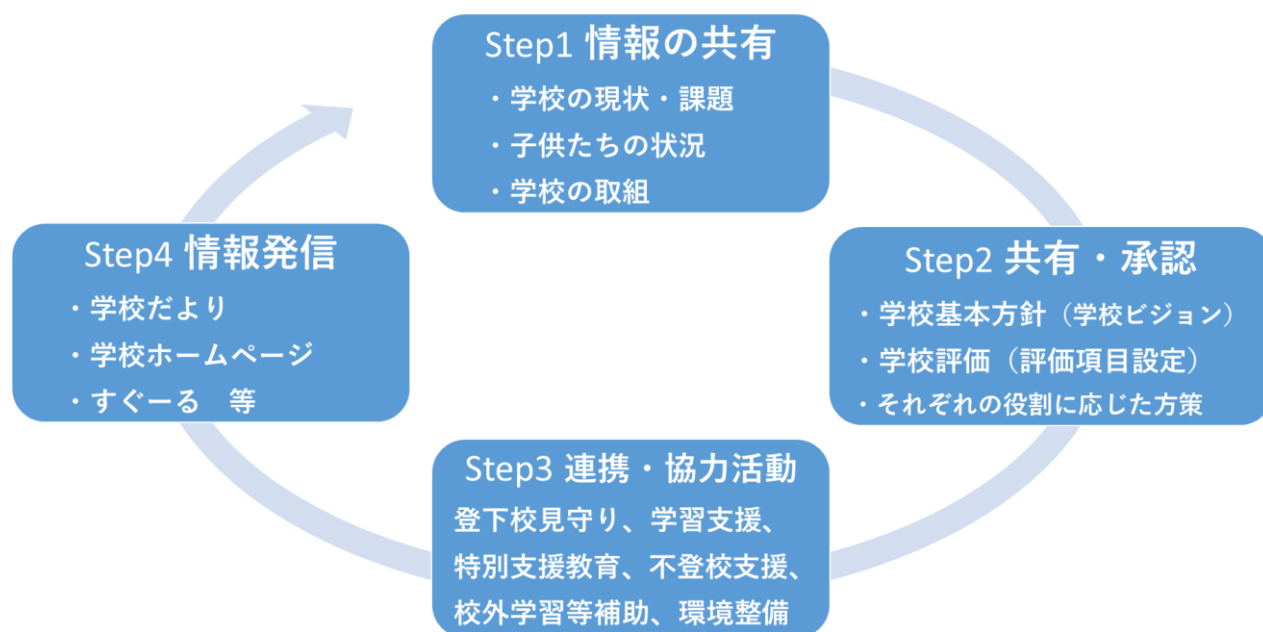
- ・令和3年12月より、学識経験者、保護者・地域の皆さんの参画による「開かれた学校づくりに関する有識者会議」を開催し、同会議の議論を踏まえ、学校づくりの指針として「神戸が目指すこれからの学校の姿」（以下、「これからの学校の姿」という。）を策定しました。
- ・「これからの学校の姿」を実現するうえで、コミュニティ・スクールは中心となる取組となることから、本ガイドラインを策定しています。
- ・また、学校運営協議会の委員の意見申し出や、保護者や地域との連携・協力活動に対する予算の支出等、事務的な事項については、「コミュニティ・スクール事務の手引き」に記載しています。

## (3) 将来的に目指す姿

- ・目指す学校の姿は、学校、保護者、地域が同じビジョンのもと、その実現に向けて、それぞれが多様な経験やスキルを活かし、地域全体で子供たちの学びや成長を支える学校、「地域とともに創る学校」です。
- ・様々な学校情報の積極的な発信・共有を通じて保護者、地域との信頼関係を構築しながら地域に開かれた学校づくりを進めましょう。

## 2. コミュニティ・スクール推進の流れ

- ・コミュニティ・スクールを推進するうえでは、学校、保護者、地域が同じ目標のもと、誰もが学校運営の当事者となり、そのゴールに向かってお互いが補い合いながら活動を実施することが必要となります。そのためには、下記に示すような好循環を作り出していくことが重要です。



### Step 1 情報の共有

- ・学校、保護者、地域が一体となって連携・協力活動を進めるためには、相互理解を深めていかなければなりません。まずは、学校の現状・課題や、神戸市全体の取組（授業改善、校則の見直し、GIGA スクール、教科担任制の導入等）を積極的にお知らせし、保護者や地域の学校教育に対する関心や意識を高め、目線を合わせて協議していく必要があります。
- ・また、いじめや不登校の状況をはじめ、学校で課題となっている事柄についても、保護者や地域に対し率直に情報共有し、学校としてどのように取り組んでいるのか、ご理解いただくことが信頼関係の構築につながります。
- ・次ページは、小学校が学校運営協議会で実際に情報共有した事例です。学校の現状を正しく認識いただくことが、連携・協力活動の実施に向けた最初の一步です。

※学校運営協議会委員は特別職非常勤の地方公務員であり、守秘義務があります。情報共有にあたっては、あらかじめ委員に説明をしてください。

※なお、共有できる情報は、協議会での議論に必要な情報となります。特に、氏名など個人が特定できる情報については、必要最低限な情報となるよう十分に検討してください。

<情報共有の事例>

<p><b>○学力・学習状況</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育目標 自ら学ぼうとする子</span></p> <p>&lt;全国学力学習調査&gt; Q「自分で計画を立てて勉強をしていますか？」 →概ね出来ているが、家庭での学習習慣がついていない生徒もいる。がんばりを認めることで、より意欲的に取り組めるようにしていきたい。</p>	<p><b>○体力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男子反復横跳び、女子ソフトボール投げにおいて、全国平均を上回っている。</li> <li>・その他の種目は全国平均を下回っており、基礎体力の低下が課題。特に走運動について課題があり、走力がつく取組を実施したい。</li> </ul>
<p><b>○いじめ</b> <span style="float: right;">令和7年度 96件</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>いじめの定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の人的関係</li> <li>・心理的又は物理的影響</li> <li>・心身の苦痛</li> </ul> </div> <p style="margin-left: 20px;">&lt;いじめの例&gt; クラスの友達から消しゴムを取られて嫌だった</p>	<p><b>○不登校</b> <span style="float: right;">&lt;不登校の例&gt;</span></p> <p>※30日以上欠席</p> <p>令和6年度 7人</p> <p>令和7年度 3人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力に対する心配</li> <li>・生活習慣の乱れ（夜中までゲームをして起きられない）</li> <li>・人間関係 等</li> </ul> <p>⇒不登校の要因も年々多様化してきている</p>
<p><b>○校則</b></p> <p>&lt;委員からの質問&gt; 通学靴はどのように決まったものか？ もっとオリジナルなものに出来ないか？</p> <p style="margin-left: 20px;">&lt;学校からの説明&gt; 機能面と価格を重視している。本校の通学靴は、有名ブランドバッグと性能は同等である一方、価格は半額以下と安価。</p>	<p><b>○学校生活</b> <span style="float: right;">&lt;アンケート結果の例&gt;</span></p> <p>◆「学校や社会のルールを守っている」 ⇒教職員、保護者、生徒とも「あてはまる」が9割超。一方、公園等の過ごし方について地域住民から意見を頂くこともあり、課題が残る。</p>
<p><b>○虐待</b></p> <p>令和7年度 4件</p> <p style="margin-left: 40px;">虐待疑い ↓ こども家庭センター</p> <p style="margin-left: 20px;">コロナ禍の影響 ・収入減や在宅ワーク等が家庭環境に大きな影響 ↓ ・夫婦関係、親子関係の変化し互いにストレスがたまり暴力行為に</p>	<p><b>○ネットトラブル</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインゲームで仲間外れにしたり、暴言を吐いたりして友達関係が悪化</li> <li>・LINEのグループで友達の写真や悪口を拡散する</li> </ul>

## Step 2 育てたい子供の姿、学校ビジョンの共有・承認

- ・学校づくりの指針に掲げているとおり、「育てたい子供の姿」について、学校運営協議会で議論し共有することにより、保護者や地域の方に当事者意識をもって学校運営に参画いただくことが可能になります。
- ・そのため、学校運営の基本方針（学校ビジョン）は、子供たちの今の姿や自校の現状・課題、地域特性等を起点とする「学校づくりの目標」「育てたい子供像」に加え、保護者・地域の願いも踏まえたものとする必要があります。
- ・令和8年度より「業務量管理及び健康確保措置に関する考え方・取組」についても学校運営の基本方針に含め、学校運営協議会の承認を得ることが必要となりました。

**【考え方・取組の記載例（参考）】**

- ・校務分掌を含めた業務の見直しを適宜実施し、学校全体で業務量の標準化を図る。
- ・授業改善を中心とした教育活動に注力できるよう、会議時間の短縮・事前のデータ共有を徹底する。
- ・教職員が心身の健康を維持できるよう、ストレスチェック・健康診断の受診率100%を目指す。

※必ずしも数値目標を設定する必要はありませんが、「神戸市立学校園働き方改革推進プラン\_2.0」に示す目指す姿（“先生でよかった”と思える毎日を）やアウトカム（取組の実施を通じて期待される変化：推進プラン P.7）を参考に、各学校園の実情を踏まえた内容としてください。

**【承認を得る方法（いずれの方法でも可）】**

- ・取組について記載されている“基本的な方針”を提示する
- ・取組について記載されている職員会議等の既存資料を提示する
- ・また、承認した学校ビジョンに基づき、委員それぞれの役割に応じた方策を議論してください。併せて学校評価の評価項目を設定し、共有をお願いします。

**【学校ビジョンの策定ステップ（※）】**

- ① 子供の実態の確認と共有
  - ・学校の客観的なデータ（学力・学習状況調査、体力・運動能力等調査、学校評価、いじめ件数、不登校者数、健康状況等）をもとに、自校の子供たちの実態（良さや課題）を整理する。
- ② 子供の実態の背景にある要因の検討
  - ・子供たちの実態の整理の後、その背景にある要因を検討する。
- ③ 育てたい子供の姿の設定
  - ・子供の実態の背景にある要因を踏まえて、教育活動を通して、どのような子供に育てたいのかを明らかにし、育てたい子供像を設定する。
- ④ それを実現するための教育活動の設定
  - ・育てたい子供像を実現するために必要となる教育活動を設定する。

「学校運営の基本方針（学校ビジョン）」は学校運営協議会の承認を得る必要があります。Step1 でも記載しているとおり、「学校の現状や課題」を共有した上で、「学校ビジョン案」を示し、議論を進めてください。



## 実践事例集

### CASE 1 新一年生の集団下校見守り活動 (東須磨小学校)

入学した新一年生の集団下校の見守りについて、教員の負担が大きく、学校運営協議会でその実態を共有。解決策を協議した。

#### 取組

- ・見守り活動を支援してくれる保護者をすぐーるで募るアイデアが出され、実践した。
- ・20名程の保護者で活動をスタートし、その後は口コミで80名近くに増加。
- ・協議会委員が日々の参加者の活動スケジュールを管理し、学年の枠を超えて多くの保護者や地域の方が新一年生の下校見守り活動を支援してくれた。

#### 効果

- ・これまで教員のみで対応していたため、保護者・地域に支援してもらい教員の負担軽減に繋がった。
- ・学年を超えて、学校全体で子供を見守る活動に繋がった。

### CASE 2 NPO法人と連携した学力の向上 (多聞の丘小学校)

共働きやひとり親の世帯が多く、児童の学習環境の確保が喫緊の課題であった。学校、保護者、地域ともに大きな問題意識がある、学力の向上をテーマにした。

#### 取組

##### (1) 対応策の議論

- ・既存の取組として、教員による放課後学習見守りを行っていたが、教員の人手不足や多忙化対策が問題となっていた。
- ・学校運営協議会委員であるNPO法人「放課後学習ボランティア支援の会」の理事を中心に、学校運営協議会として地域の方の協力を得ながら放課後学習支援の活動を実施していく方向で協議した。

##### (2) 活動

- ・NPO法人を中心にボランティアを募り、放課後学習支援を実施。
- ・各クラスの担任が参加する児童を選び、合計で30名程度が参加。
- ・充実したサポートが可能となるよう、一対一での少人数で実施。

#### 効果

- ・少人数でのサポートを受けることで、宿題をきちんとやってくる児童や、学習に対して前向きな児童が増えた。
- ・地域の方にとっても、学校への理解が深まるとともに、子供や学校へのサポートを通じてやりがい・生きがいに繋がった。
- ・教員が本来の授業準備の時間確保が出来る等、多忙化の緩和につながった。

### CASE 3 大学生による不登校支援 (本山中学校)

学校の現状について共有し、年々、増加する不登校生及び個別支援が必要な生徒への支援について、学校運営協議会として取り組むこととした。

#### 取組

##### (1) 対応策の議論

- a. 不登校生に登校してもらうようにケアする。  
→原因が多様かつ相応の知識が必要であり、現実的には難しい。(×)
- b. 別室登校、放課後登校に対するケアを充実する。  
→(案) ボランティアを活用し、学びの場を提供する。(○)
- c. 不登校のまま、進学に対する不安を解消する。  
→(案) 不登校生向けの進学説明会を実施する。(○)

##### (2) 活動

- ・協議会委員である地元の塾長が中心になり、大学生ボランティアを募集。放課後に、不登校生および参加希望生を対象にした「学びの場」を毎日開催。
- ・公立、私立の高校を招き、不登校生の保護者を対象とした進学説明会を開催。

#### 効果

- ・不登校生の中には、この取組をきっかけに、通常学級に登校できた生徒もいた。
- ・不登校生徒の保護者より、進学説明会に参加することで、進学の選択肢が増え、不安が軽減したとの感想を頂いた。
- ・学生ボランティアにとっても、後輩のサポートにより教育志望意欲が高まった。

### CASE 4 保護者・地域による清掃活動 (向洋小学校)

掃除の時間に教員の目が行き届かず、児童の様子を把握しきれない実態について、学校から説明。清掃活動のサポートをテーマに取り上げた。

#### 取組

##### (1) 対応策の議論

- ・もともと保護者会の一部の方(1～2年生の保護者)が、掃除の時間に登校し清掃の手伝いを実施していた。この取組を全学年へ展開できないか検討。
- ・加えて、参加してもらう保護者や地域の方が「お掃除お褒め隊」となり、児童の清掃活動の様子を見て声かけすることで、児童の自己肯定感を上げるアイデアが出された。

##### (2) 活動

- ・2週間に1回、全学年を対象に、保護者や地域の方に来校してもらい、「お掃除お褒め隊」となって児童と一緒に清掃活動を実施。

#### 効果

- ・清掃活動をサポートしてもらったことで、教員の負担軽減に繋がった。
- ・大人から直接声かけをってもらうことで、児童の自尊心が育まれた。

## CASE 5 学校運営協議会の合同開催による小中連携 (西神中学校・美賀多台小学校・竹の台小学校)

中学校校区内の3校合同で学校運営協議会を開催。育てたい子供像を保護者・地域と共有し、小中合同での取り組みを展開した。

### 取組

- (1) 育てたい子供像の共有と取組みについての協議
  - ・中学校校区内の3校合同で学校運営協議会を開催し、育てたい子供像を保護者・地域と共有の上、各校のグランドデザイン（学校ビジョン）に反映。
  - ・3校の状況を情報交換し、小中連携して行う具体的な取組みについて協議した。
- (2) 活動
  - ・小中合同で校区の応援団の方、地域・保護者の方々とクリーン作戦を実施。
  - ・広報誌「美竹っ子コミュニティ・スクール新聞」を作成し、3校の取組みを地域や保護者、市内の学校へ発信。

### 効果

- ・子供たちにとって、学年・学校の枠を超えて活動する貴重な経験になった。
- ・地域全体で子供たちの成長を支える雰囲気醸成することができた。
- ・地域住民と子供たちが顔見知りになり、あいさつができる関係の構築に繋がった。

## CASE 6 学校ボランティアによる行事支援（南五葉小学校）

学校運営協議会において、学校側からの協力要請に応じて学校ボランティアのメンバーで支援することを決定し、実際に校外学習の引率補助などを行った。

### 取組

- (1) 学校運営協議会での協議
  - ・学校運営協議会において、学校行事や学校での授業支援など、学校側からの協力要請に応じて、学校運営協議会委員を含む学校ボランティア「みなみっ子お助け隊」で支援することを決定した。
- (2) 活動
  - ・社会科の校外学習で淡路島へ行くことになり、調理作業の補助や安全確保のため、学校ボランティアから引率補助に行っていた。

### 効果

- ・調理作業のサポートや校外学習中の子供たちの安全確保をし、学校および教員の負担軽減に繋がった。
- ・引率いただいた学校ボランティアの方にとって、子供たちの普段の学校生活の様子や学校行事の内容を直接把握できる、良い機会となった。

## Step 4 効果的な情報発信

- ・活動の中には、保護者や地域の一部の方だけが参画し、保護者や地域に活動があまり知られていない場合もあります。
- ・学校だよりやホームページ等の他、連絡ツールも積極的に活用し、学校運営協議会の協議内容や取組を保護者や地域に発信しましょう。
- ・同時に、教職員に対しても職員会議などを通じて学校運営協議会の活動状況を共有してください。
- ・効果的な情報発信により、多くの保護者や地域住民、地域団体等、多様な主体の参画を促進し、協働活動の輪を広げる好循環を生み出しましょう。

---

※出典「管理職のための学校経営 R-PDCA」（佐古秀一：明治図書）

### 3. 学校運営協議会を開催する前に

#### (1) 主な役割と学校評議員との違い

- ・学校運営協議会は、保護者や地域のご意見を学校運営に反映させるために、主に下記の役割を担います。

- ・学校運営に関する基本的な方針等を承認すること
- ・学校運営等に関する意見の申し出を行うこと
- ・学校運営等に関する評価を行うこと
- ・地域学校協働活動の促進を図ること

※神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第4条に記載

- ・従来の学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する保護者や地域の意見を聞くことを目的としており、「委員から個別に意見（評価）をいただく」、「学校運営の一部についてのみ協議する」など、その役割は限定的なものでした。
- ・一方、学校運営協議会は育てたい子供の姿や学校ビジョンを学校と共有するとともに、教育委員会や校長に意見を述べることで一定の権限を有する合議制の機関です。熟議をつくした意見を学校運営に活かし、目標をしっかりと共有して、学校、保護者、地域が連携・協力活動に取り組むことで、「地域とともに創る学校」の実現を図ることができます。

#### (2) 委員の人選

- ・学校運営協議会の委員については、学校と目標を共有しながら、学校や子供たちの課題解決や教育活動の充実に向けて、建設的な議論ができる方々、学校とともに協力しながら行動していただける方々に就任いただく必要があります。
- ・人選にあたっては、保護者や地域団体の関係者、当該校の卒業生、学識経験者のほか、NPOや企業、大学生等、幅広い活動主体や世代に参画いただき、多様な意見を得られるようにしましょう。

#### (3) 会議運営に際しての留意事項

- ・学校運営協議会で本来協議すべき学校運営に関する課題が明示されず、学校からの定型的な報告が中心で、ただ、決められた時期・回数の学校運営協議会を開催すること自体が目的となってしまうと、学校運営協議会の本来の意義が達成されず、むしろ保護者、地域の会議参加の負担感だけが大きなものとなり形骸化してしまいます。
- ・学校運営協議会設置の趣旨を踏まえ、保護者や地域住民と同じビジョンのもと、連携・協力活動を活性化し、「地域とともに創る学校」の実現に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・そのため、議事進行については事前に学校、司会を行う委員や議論の中心となる委員で調整・準備を行ってください。

- ・学校運営協議会は、教職員が地域の声を聞く絶好の機会となります。子供たちの状況を説明するといった役割を担ってもらうなど教職員が参加できるよう工夫してください。教職員が学校運営協議会に参加することで、委員にとっても教職員の声を聞くことができるようになります。
- ・また、学校運営には当事者である保護者の意見を聞くことが重要です。PTA や保護者会などで挙げた保護者の声（=学校課題）についても学校運営協議会で議論しましょう。
- ・さらに、学校運営協議会の委員が児童生徒の意見を聞くことにより、学校の実態をより適切に把握できるということも考えられます。児童生徒の意見を学校運営に反映させることは、児童生徒の主体性・社会性を育むことにも繋がります。学校運営協議会の議論の内容によっては、児童生徒の意見を取り入れ、学校運営協議会の議論が効果的なものとなるよう取り組んでください。

## 4. 学校運営協議会の開催の流れ

### Step 1 会議開催時期の検討

学校運営協議会の役割には、学校評価と合わせて、その評価の前提となる「学校運営の基本方針（学校ビジョン）の承認」がありますので、それも踏まえて開催時期を検討します。（年間4回以上の開催を推奨）

（年間活動の例）

① 4月～5月	・委員任命 ・学校運営基本方針（学校ビジョン）の共有と「承認」 ・前年度実績を踏まえて今年度予定の地域学校協働活動の確認
② 6月～8月	・学校運営の振り返り ・地域学校協働活動の情報交換 ・テーマを決めた「熟議」 ※夏休みなら全教職員との懇談や隣接校園との連携も実施しやすい
③ 9月～12月	・学校運営の振り返り ・地域学校協働活動の情報交換 ・テーマを決めた「熟議」
④ 1月～3月	・学校運営の振り返り（学校評価） ・地域学校協働活動の振り返り ・次年度の委員について

### Step 2 会議前

#### ① 開催日の幅広い周知

学校運営協議会の開催については、事前に学校だよりの行事予定欄、ホームページ、連絡ツールに記載し、開催の2週間前迄には保護者・地域の方に発信してください。

※会議を緊急に開催する必要が生じたときなど、やむを得ない場合は除きます。

#### ② 傍聴希望者への対応

学校運営協議会は、幅広い地域・保護者の幅広い学校運営への参画を旨としており、「学校運営協議会が公開すべきでない」と認める場合を除き、公開することとなっています。

地域の住民の方や保護者の方など、傍聴希望の申し出があった場合は、可能な限り受け入れるよう努めてください。

※ただし、①個人（児童生徒、教職員、地域住民その他関係者）の情報の適正な管理に支障が生じる場合や、②広く公開することで学校の円滑な運営に支障が生じるおそれがある場合などは、その議事に限り非公開と判断して差し支えありません。

－公開と判断した場合－

- ・会場の収容可能な人数内で、傍聴希望を受け入れてください。
- ・学校運営協議会の運営上、前日迄に校長に申し出のなかった場合は受け付けません。

③ 委員の出席確認

学校運営協議会自体は、委員の出席人数によらず開催できますが、議案（学校運営の基本方針、教育委員会・校長に対する意見の申し出など）を議決する場合には、委員の半数以上の出席が必要です。オンラインでの出席も可能ですので、各校の事情に応じて出席方法についてご検討ください。なお、委員は特別職非常勤の地方公務員となりますので、代理出席は認められません。

④ 会議準備

効率的かつ効果的な会議運営を行うため、当日に司会を担う委員や議題の中心となる委員と事前に当日の進行や議論したい要点の共有を図ってください。

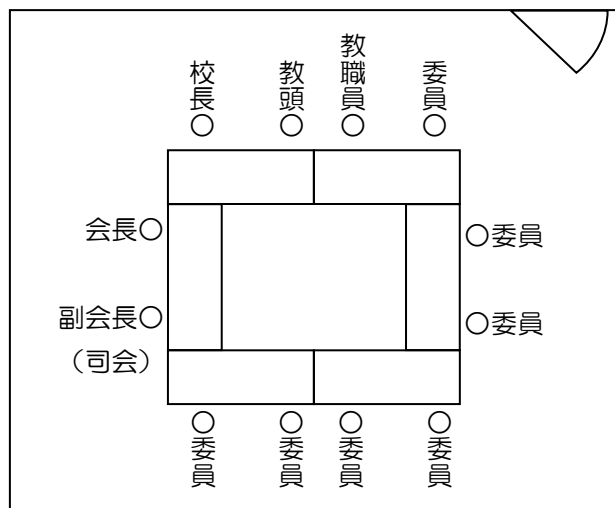
また、学校運営の当事者でもある保護者の意見の把握に努め、適宜、学校運営協議会にて議論を行ってください。

## Step 3 会議当日

① 会議の運営・進行

「学校運営協議会」は、学校を交えて協議会が主体的に協議する機関として位置づけられていますので、会長や副会長が会議の進行役を務めるなど委員が主体となった熟議となるよう、会議の進行に留意してください。

(席の例)



## ② 公開・非公開

傍聴する人があった場合も、議事ごとに公開・非公開を判断し、非公開の議事については、傍聴する人に退場を促してください。

※（公開・非公開の判断は、P14「②傍聴希望者への対応」を参照）

## ③ 学校運営等に関する意見の申し出

### ・学校運営に関する意見

学校運営協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができます。（「学校運営」には、たとえば校務の分掌に関する事など、校長の権限に属することが含まれます。）

※学校設備の改修・修繕など、神戸市全体で優先順位をつけて計画的に行っているものについては、学校運営に関する意見申し出の対象から除外します。

### ・教職員の任用に関する意見

学校運営協議会は、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に関することを除く）について、教育委員会に対して意見を述べるすることができます。

## Step 4 会議後

- ・学校運営協議会での協議内容や会議結果は原則として公開とします。
- ・学校だよりやホームページ、連絡ツールなど、様々なツールを活用し、コミュニティ・スクールの取組を積極的に発信することにより、学校課題を踏まえた保護者や地域と一体となった活動について、より多くの保護者、地域住民、地域団体等の関心を高め、幅広い方々の参画を目指していきましょう。
- ・地域の方に議論した内容が周知されるよう、学校がホームページに掲載する資料をもとに、地域団体に周知していただくようお願いしてください。

(ホームページでの情報発信例)

ホームページ

お知らせ

今日のできごと  
今日のできごと

東須磨っ子からの発信

学校案内  
沿革  
校歌  
アクセス

いじめ防止基本方針

家庭学習のてびき

① コミュニティ・スクール  
CSお助け隊募集案内  
CSお助け隊予定一覧  
R6年度会議資料  
R5年度以前 会議資料

R6年度会議資料

全 6 件

タイトル	公開日時
令和6年度第1回学校運営協議会 議事録 [ pdf 1 MB ]	2024/06/17 18:27
別紙1) 東須磨小教育ビジョン [ pdf 174 KB ]	2024/06/17 18:27
別紙2) 東須磨小学校 CS リサイクル委員会規約 [ pdf 209 KB ]	2024/06/17 18:27
別紙3) 資源リサイクル事業収支報告 [ pdf 86 KB ]	2024/06/17 18:26
別紙4) 東須磨小学校CSリサイクル委員会 令和6年度 事業計画書、収支予算書 [ pdf 130 KB ]	2024/06/17 18:26
第1回学校運営協議会案内 [ pdf 129 KB ]	2024/05/10 16:00

②

③

- ① 学校運営協議会のページを設ける。  
また、トップページからリンクさせるなど閲覧しやすいよう工夫する。
- ② 学校運営協議会開催案内（傍聴）を掲示する。
- ③ 学校運営協議会の会議資料や議事録を掲示する。

## 令和〇年度 第1回 学校運営協議会 次第（例）

1. 日 時 令和〇年〇月〇日（〇）〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

2. 場 所

3. 内 容

◎司会進行：協議会委員

- (1) 会長あいさつ ※副会長の指名
- (2) 校長あいさつ ※委員の任命と任命書渡し
- (3) 委員の皆さまより自己紹介
- (4) 学校からの説明
  - ①学校運営協議会の主な役割（校長）
  - ②児童生徒の実態について（生徒指導係） ※具体的な数値の提示
    - ・質疑応答
    - ◆ご意見をいただく【学校・教育委員会への意見反映を含め】  
※傍聴希望者がいた場合、ここから入室
  - ③学校運営の基本方針（学校ビジョン）について（校長） ※学校ビジョンの提示
    - ・質疑応答 ※学校評価報告書の提示
    - ◆ご意見をいただく【学校・教育委員会への意見反映を含む】
    - ◆ご承認をいただく
  - ④年間行事予定について（教頭）
  - ⑤その他（委員の皆さまの意見交換）
    - ・質疑応答
    - ◆ご意見をいただく【学校・教育委員会への意見反映を含む】
- (5) オブザーバーより（隣接校園長など）
- (6) 諸連絡・その他（教頭orCS担当など）
  - ・次回の予定 〇月〇日（〇） 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
- (7) 副会長あいさつ

- 議事録を残します。発言をまとめてもらうように調整をお願いします。
- 学校への意見を述べる、教育委員会への意見を述べることも学校運営協議会の担う役割です。ただし、個人の意見ではなく、委員皆さまによる合議体としての意見となります。ご協力をお願いします。
- 学校運営の基本方針（学校ビジョン）については、承認の協議をします。
- 議事内容をまとめた上で、会議資料とともに学校ホームページに掲載します。
- 教育委員会への意見は、意見申出書に記載します。
- 地域の住民の方や保護者の方など、案内を出して、傍聴希望があった場合は、受け入れを行っています。

## 令和〇年度 第〇回 学校運営協議会 次第（例）

1. 日 時 令和〇年〇月〇日（〇）〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

2. 場 所

3. 内 容

◎司会進行：協議会委員

(1) 会長あいさつ

(2) 校長あいさつ

※授業参観（〇〇：〇〇～〇〇：〇〇）

(3) 学校からの説明

### 【議題例】

① 全国学力・学習状況調査結果について

※調査結果の資料提示

② いじめ防止の取組について

③ 通学路安全対策、登下校の見守りについて

④ 不登校児童生徒に対する支援について

⑤ 地域学校協働活動の促進について

※地域学校協働活動の資料提示

⑥ その他（委員の皆さまの意見交換）

・質疑応答

◆ご意見をいただく【学校・教育委員会への意見反映を含む】

◆教育委員会への意見申出書の内容を確認しご承認をいただく

(4) 熟議

### 【議題例】

①「地域学校協働活動を促進するには」

②「登下校の見守り活動を活性化するには」

(5) オブザーバーより（隣接校園長など）

(6) 諸連絡・その他（教頭orCS担当など）

・次回の予定 〇月〇日（〇） 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

(7) 副会長あいさつ

- 議事録を残します。発言をまとめてもらうように調整をお願いします。
- 学校への意見を述べる、教育委員会への意見を述べることも学校運営協議会の担う役割です。ただし、個人の意見ではなく、委員皆さまによる合議体としての意見となります。ご協力をお願いします。
- 議事内容をまとめた上で、会議資料とともに学校ホームページに掲載します。
- 教育委員会への意見は、意見申出書に記載します。
- 地域の住民の方や保護者の方など、案内を出して、傍聴希望があった場合は、受け入れを行っています。

# 令和〇年度 第〇回（最終回）学校運営協議会 次第（例）

1. 日 時 令和〇年〇月〇日（〇）〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

2. 場 所

3. 内 容

◎司会進行：協議会委員

- (1) 会長あいさつ
- (2) 校長あいさつ
- (3) 学校からの説明

## 【議題例】

- ①地域学校協働活動の促進について ※地域学校協働活動の資料提示
- ②全国体育・運動能力調査について
- ③学校評価について ※学校評価報告書の提示
  - ・ 質疑応答
    - ◆ご意見をいただく（学校・教育委員会への意見反映を含め）
    - ◆学校自己評価を踏まえて協議（学校関係者評価としての意見聴取）
- ④次年度の学校運営について（校長）
  - ・ 質疑応答
    - ◆ご意見をいただく（学校・教育委員会への意見反映を含め）
    - ◆教育委員会への意見申出書の内容を確認しご承認いただく

(4) 熟議

## 【議題例】

- ①「学校支援ボランティアを充実させるためには」
- ②「放課後の居場所づくりについて」
- (5) オブザーバーより（隣接校園長など）
- (6) 諸連絡・その他（教頭orCS担当）
  - ・ 次回の予定 〇月〇日（〇） 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
  - ・ 次年度の学校運営協議会委員について
- (7) 副会長あいさつ

- 議事録を残します。発言をまとめてもらうように調整をお願いします。
- 学校への意見を述べる、教育委員会への意見を述べることも学校運営協議会の担う役割です。ただし、個人の意見ではなく、委員皆さまによる合議体としての意見となります。ご協力をお願いします。
- 議事内容をまとめた上で、会議資料とともに学校ホームページに掲載します。
- 教育委員会への意見は、意見申出書に記載します。
- 地域の住民の方や保護者の方など、案内を出して、傍聴希望があった場合は、受け入れを行っています。

## 5. 学校、保護者、地域の連携・協力活動

### (1) 学校、保護者、地域の連携・協力活動

- ・学校、保護者、地域が信頼関係を構築したうえで、共有した目標（育てたい子供の姿、学校ビジョン）の実現に向けて連携・協力活動を行います。
- ・教職員の多忙化や、共働き世帯の増加、地域コミュニティの担い手不足などが課題となるなか、効果的に連携・協力活動を実施するためには、育てたい子供像や学校ビジョンの実現に向けた活動に重点化を図る必要があります。
- ・PTA や保護者会、神戸っ子応援団、ふれあい懇話会など、これまでの取組をベースとしながら、各学校の実情に応じて、徐々に活動を充実したものとしていくことが重要です。小さな一歩（スモールステップ）から始め、学校運営協議会において、それぞれの適切な役割分担を行い、持続可能な取組としていかなければなりません。

### (2) 第4期神戸市教育振興基本計画との関係

- ・第4期神戸市教育振興基本計画においては、基本政策に「地域とともにつくる開かれた学校」を掲げ、保護者や地域、企業等との積極的な連携により、一体となって子供たちの学びの充実や教育課題の解決を図ります。
- ・中でも、コミュニティ・スクールの推進による地域との連携・協力活動の活性化は重点施策としており、連携・協力活動の状況は、教育振興基本計画の進捗を管理するための指標と位置付けています。

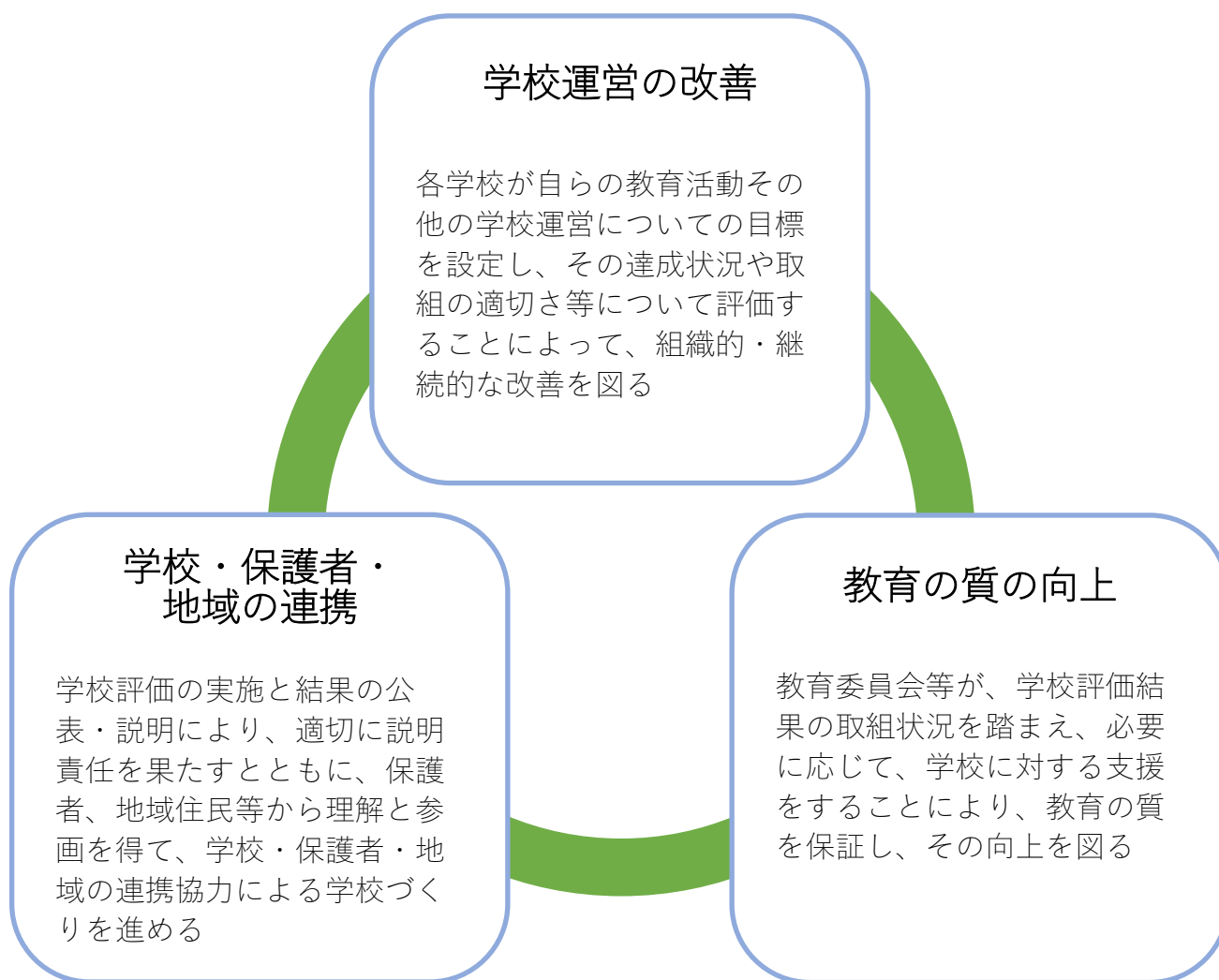
## 6. 取組に対する評価

- ・コミュニティ・スクールの取組を効果的かつ持続的なものとするため、当該年度の取組について振り返りを行い、改善すべき点やさらに必要な取組を議論し、次年度の取組につなげてください。
- ・また、毎年度の学校評価の中で、学校、保護者、地域でそれぞれ取組について評価を行い、互いに評価結果を共有することとします。

## 7. 学校評価

### i. 学校評価の目的

学校評価とは、各学校が、地域や児童生徒の実態に基づいて設定した目標をもとに実践を進め、その達成度や取組の状況を明らかにして、その結果を学校の改善に活かしていく仕組みです。



学校評価の実施と結果の公表により、以下のこと等が期待できます。

- 学校の特色、優れた点、見直すべき点をより明確に意識することができる。
- 共通の目標に向かって取り組み、成果や課題を共有することで、組織の活性化が図られる。
- 学校に関わる人々との双方向の情報のやりとりと連携協力が図られることで、学校への理解が深まり、信頼される学校づくりを進めることができる。

## ii. 学校評価の実施手法

### ① 自己評価

学校の全教職員が、設定した目標や具体的な取組等について、その達成状況や取組や、取組の適切さ等について評価を行います。

### ② 外部アンケート

学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するため、保護者等を対象にしたアンケートを実施します。

### ③ 学校関係者評価

学校運営協議会において、自己評価や外部アンケート結果等を踏まえて評価を行います。

## iii. 学校評価の進め方

### Step 1 重点的な取組等の設定と公表

#### 1 重点的な取組等の設定

- ① 前年度の学校評価等の結果、各学校の現状、教育環境の変化などを踏まえ、育てたい子供の姿・必須テーマに対応する重点的な取り組みを策定してください。
- ② すべての教育活動を網羅的に盛り込むのではなく、学校園で特に注力する取り組みに絞って記載してください。
- ③ 「第4期 神戸市教育振興基本計画」の内容を踏まえて記載してください。

#### 2 公表

より良い学校運営に向けて、保護者や地域住民の協力を得るために、分かりやすい内容とするとともに、年度のなるべく早い段階で学校運営協議会で共有し、ホームページ及び学校だより等において、保護者等に積極的に共有してください。

### Step 2 外部アンケートの実施と公表

#### 1 外部アンケートの実施

目標の達成状況や取組の適切さについて検証するためには、保護者等への外部アンケートを実施し、把握することが必要です。自己評価や学校関係者評価の基礎資料となります。

#### <アンケートの内容>

保護者向けのアンケートには、下記質問事項を盛り込むようにしてください。

- ・各学校で設定している「学校づくりの目標」「育てたい子供の姿」が適切かどうかの質問項目
- ・「育てたい子供の姿」「必須テーマ（全市的に推進すべきこと）」の取り組み内容についての質問項目
- ・自由記述欄を設け、よりよい学校づくりのため「学校運営に関すること」「教職員の具体的な教育活動に関すること」について、保護者の具体的な声を聴き、自己評価に活かしてください。

## Step 3 自己評価の実施

- ① 全教職員により、組織的に自己評価を行ってください。その際、外部アンケートの結果や各種教育活動データ等を活用します。
- ② 取組状況・成果・目標の達成状況・課題についての検討を行い、評点をつけてください。
- ③ 課題の残った項目については、どのように改善を進めるか、また継続の必要な取組についても、具体的な方策を検討してください。
- ④ 学校関係者評価の基礎資料としてください。

## Step 4 学校関係者評価（外部評価）の実施

自己評価結果は、学校運営協議会委員に説明し、評価を受けます。

そのことによって、説明責任を果たすだけでなく、学校と保護者、地域住民等が学校の現状と課題についての共通理解を深めることができ、開かれた学校づくりに向けて保護者や地域住民等の学校運営への参画が期待できます。

- ① 自己評価結果及び自己評価結果の裏付けとなる資料（外部アンケート、各種教育活動データ等）の提示とともに教育活動その他の学校運営の状況について説明し、意見を求めてください。

#### <評価の観点>

- ・目標や重点的な取組が達成できたかどうか
  - ・自己評価が適切かどうか
  - ・改善策が適切か
  - ・教育活動その他の学校運営に関する意見や要望
- ② 学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価及び今後の改善方策について見直しを行い、それを今後の目標設定や取組の改善に反映し、学校評価報告書を作成してください。  
なお、「次年度の重点的な取り組みの案」については、「神戸市立学校園働き方改革推進プラン\_2.0」の趣旨や内容に沿った記述となるようご注意ください。

## Step 5 評価結果の公表・説明及び設置者への報告

---

### 1 評価結果の公表・説明

保護者や地域等に評価結果及びそれを踏まえた今後の改善策について公表することにより、理解や連携協力を求めていくための手段でもあります。

#### <公表のポイントと留意点>

- ・学校評価報告書については、ホームページ及び学校だより等で広く公表してください。
- ・公表に際しては個人情報の保護等に十分配慮し、個人が特定されることのないようにしてください。

### 2 教育委員会事務局への報告

- ・学校評価報告書及び外部アンケート結果については、教育委員会事務局へ提出してください。
- ・教育委員会事務局は、取組状況を踏まえ、必要に応じて、学校に対する支援を行います。

## iv. 学校評価に関する法令

学校評価は、学校教育法及び学校教育法施行規則に規定されており、各学校は法令上、次の3項目を実施する必要があります。

- ① 教職員による自己評価を行い、結果を公表すること
- ② 保護者などの学校関係者による評価（学校関係者評価）を行うとともに結果の公表に努めること
- ③ 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること

### 学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

2 地方公共団体の設置する小学校は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置が、当該地方公共団体の教育委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第八条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

### 学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※上記、学校教育法及び学校教育法施行規則とも、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にもそれぞれ準用

※学校評価報告書の様式（必須テーマ）は毎年変わりますので、必ず当該年度の様式を使用してください

令和8年度 神戸市立〇〇学校 学校評価報告書					
神戸の教育が目指す人間像	教育ビジョン				
神戸の教育が目指す人問像	神戸が目指す これからの学校の姿				
心豊かに たくましく生きる人間	人がつながり ともに創る みんなの学校				
重点的な取り組み ・学校園で特に注力する取り組みに絞って記載 ・複数項目記載する場合は、行を追加 ・「第4期 神戸市教育振興基本計画」の内容を踏まえて記載					
内容	重点的な取り組み	評点 (4段階)	学校自己評価	関係者評価 (学校自己評価に対する学校運営協議会の意見)	学校自己評価、関係者評価を踏まえた 次年度の重点的な取り組みの案
(教育目標)					
(目指す子供像)					
(目指す子供像)					
(目指す子供像)					
① 子供が主役のこれからの学び (授業改善)	評点 方法としては2つ ① 学校自己評価を元に学校として考 える評点を事前に記載しておき、関係 者評価の中で了解(変更もあり得る) を得る。 ② 空欄で提示し、関係者評価の中で 評点を決めていく。		学校自己評価 教職員アンケート・外部アンケート (保護者・子供)の結果や各種教育 活動のデータ等を活用して考察し、 箇条書きで記載 ※学校運営協議会では記載した状 態で提示	関係者評価 関係者評価で出された意見を箇条書きで記載 …してもいい …弱くてもいい …が必要(大切)ではないか 等 ※学校運営協議会開催前に意見をアンケート 等により聴取している場合は予め記載してお いてもいい	次年度の重点的な取り組みの案 学校自己評価・関係者評価を踏まえて 見直しを行い、箇条書きで記載 (見直しの視点) ・取組の継続 ・取組の改善 ・新たな取組 ※あくまでも(案)だが、次年度の取組みの ベースになることに留意 ※「神戸市立学校園働き方改革推進プ ラン2.0」の趣旨や内容に沿った記述とな るよう留意
必須テーマ					
④ 働き方改革	全市的に必須で取り組んでいただきたい項目				
⑤ いじめ防止対策に関する取り 組み					
⑥ 不登校支援の取り組み					

【評点】 4：十分達成できた 3：おおむね達成できた 2：どちらかと言えば達成できた 1：課題がある